

【別紙 1】

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号 による随意契約の発注見通し及び契約内容等

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定に基づく随意契約の発注見通し及び契約内容等について、守口市契約規則第 15 条第 2 項の規定により、次のとおり公表します。

担当課	契約の内容（契約名称）	契約締結予定日	契約の相手方氏名又は名称	契約の相手方の決定方法及び選定基準
教育総務課	守口市立梶小学校 17 棟常駐管理業務委託契約	令和 6 年 4 月 1 日	公益社団法人守口市シルバー人材センター 理事長 川部 政彦	高齢者の社会参加や生きがいの確保等の高齢者福祉を図りつつ、本業務を継続して、円滑、誠実に遂行する能力を有していることを選定基準とし、これを満たすものを決定。